筑豊糖尿病療養指導士の会規約

第1条 設置

筑豊地域に筑豊糖尿病療養指導士の会(以下「本会」という)を置く。

第2条 事務局

本会の事務局を福岡県飯塚市楽市 309-8 あそう内科クリニックに置く

第3条 目的

本会は、筑豊地域における糖尿病療養指導士の育成と向上を目指し、糖尿病患者への正しい知識および技術の普及、啓発を図ることを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1. 会員間の親睦及び学習会、研修会への参加
- 2. 筑豊地域における糖尿病関連事業のサポート
- 3. その他、本会の目的を達成するような事業

第5条 会員

本会の会員は、筑豊糖尿病療養指導士認定委員会(以下「認定委員会」という)で認定された糖尿 病療養指導士を指し、筑豊地域において活動するもので構成される

会員の資格

- 1. 所定の研修を受講し、認定試験に合格した者
- 2. 認定3年後、以後5年毎に更新をおこなった者
- 3. 年会費を納入した者
- 4. 患者会入会者(日本糖尿病協会会員)である者
- 5. 認定委員長の承認がある他の地域(福岡、北九州、筑後)からの転入者

第6条 退会

1. 何らかの理由により、本会の退会を希望する者は、認定委員会会長にその旨を申し出る。

第7条 運営

本会の維持・運営のため次に掲げる執行部の委員を置く。

第8条 執行部委員(当番回生が担う)

執行部の委員は、当番回生で選出し総会において承認を得る。

会長1名副会長2名事務局長1名会計1名監事1名

委員 若干名とする

第9条 任期

- 1. 執行部委員の任期は1年とる。
- 2. 執行部委員が辞任しようとするときは、その旨を会長に届ける
- 3. 執行部委員に欠員が生じた場合は、残任期間の委員を当番回生で選出し、その職務を遂行する。

第10条 会議

本会の会議は、総会およびリーダー会とする。

リーダー会

- 1. リーダー会は、各回生のリーダーおよび相談役で構成する。
- 2. 円滑な会議を行うため、委員長、副委員長を各1名置く
- 3. 委員長、副委員長はリーダー会議で選出し承認する。
- 4. リーダー会の委員長、副委員長の任期は2年間とする。
- 5. 書記は、執行部会の会長が行う。
- 6. リーダー会議は、3月、4月、9月を定例とする。(糖尿病治療を考える会、総会、合同勉強会後)
- 7. 委員長が必要と認めた場合、臨時に招集し会議を開くことができる。
- 8. リーダーが会議に出席できない場合は、サブリーダーが代行する。
- 9. リーダー、サブリーダーとも出席できない場合は、その旨を委員長に報告し、議事に関してはリーダー会に一任する。
- 10. 会議の招集は、会長が行う。
- 11. リーダー会においては、総会での持ち越し議案を検討し、次の総会で議決する。
- 12. 総会で再度持ち越した議案は、リーダー会で再検討し決定することができる。
- 13. 決定に関しては、リーダー会担当者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 14. 会議の内容については、開催の日時、場所、出席者数を明記し議事内容を記録する。 会員に伝達が必要な事項に関しては、ホームページに掲載する。

相談役

本会の運営を補助し、発展を図るために、相談役をおくことができる

- 1. 本会の発展のため、相談役をおく。
- 2. 相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 相談役は、本会の重要事項において会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4. 相談役は、地域における糖尿病関連事業の運営に関する支援を行う。

総会

総会は、本会の会員を持って構成し、年に1回開催する。

- 1. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立とする(委任状含む)
- 2. 総会では、次の事項を議決する。
 - 1) 事業報告及び収支決算の承認。
 - 2) 事業計画及び収支予算の承認。
 - 3) その他会長が特に必要と認めた事項
- 3. 会長が必要と認めた場合、臨時で会員を招集し総会を開くことができる。

第11条 会費・会計

- 1. 本会の年会費は2,000円とする
- 2. 本会の運営は、会員の会費で収支決算を行い、次年度の収支予算案を作成する。
- 3. 本会の会費より各回生へ研修費として年間 15,000 円を助成する。
- 4. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする

第12条 支援

本会の運営を円滑に実施できるよう会員は執行部会(当番回生)のサポートを行う。

- 1. 前年度の当番回生は、執行部会の(当番回生)のサポートを行う。
- 2. 各イベントにおいて、応援回生は準備等のサポートを行う。
- 3. 相談役は、企画、会議、運営に関しサポートを行う。

第13条 会員の継続(更新)

本会の会員を継続(更新)するものは、認定委員会が定める年度に、以下の手続きを行う。

1. 認定後、1回目は3年後に行う。2回目以降は5年毎に行う。

(更新時に必要な単位及び書類)

- 1. 糖尿病関連事業および研修会等参加の認定単位 15単位以上
- 2. 指導を行った症例 3例(又は、研修会のレポート)
- 3. 患者会会員を証明するもの (年会費の領収書 初回3年分 2回目以降5年分)
- 4. 筑豊糖尿病療養指導士の会会員を証明するもの(年会費の領収書 初回3年分、 回目以降5年分)

第14条 単位認定

本会の事業・研修会・患者会活動等に参加した者については、認定単位を配布する 認定単位については、別紙 1 参照

第15条 規約改正

規約の改正は、総会において出席者の過半数を必要とする

第 16 条 附則

- この規約は、平成12年5月13日から施行する
- 一部改正は、平成17年4月2日から施行する
- 当番回生は翌年の当番回生のサポートを行うこと。
- この規約は、平成28年4月2日に改正し施行する。

糖尿関連講演会・行事の取得単位

1.5単位

- 日本糖尿病学会学術集会
- 日本糖尿病学会九州地方会
- · 日本糖尿病教育 · 看護学会
- · 糖尿病療養指導士学術集会
- ・各職種糖尿病に関する学会
- 論文提出

2.3 単位

- ・筑豊糖尿病治療を考える会
- ・学会発表者・シンポジスト
- ・ウォークラリー (スタッフ参加)
- ・糖尿病及び合併症予防のための講演会(スタッフ参加)
- ・筑豊糖尿病の集い (スタッフ参加)
- ・筑豊糖尿病患者会総会(スタッフ)
- ・看護協会・栄養士会等職種独自の糖尿病関連研修会(半日以上)

3.1単位

- 医師会主催の糖尿病講演会
- 筑豊糖尿病患者会総会
- ・ 筑豊糖尿病療養指導士の会総会
- 合同勉強会
- ・自施設における患者会イベントのスタッフ参加(担当医の証明が必要)別紙2

4. その他

- ・筑豊地域以外における糖尿病関連講演会・行事に参加した団体が発行した単位は、そのまま使用できる。
- ・原則として60分程度の講演会は1単位として計算する。

(領収書およびプログラムのコピーを添付する)

・以上に該当しない糖尿病関連講演会については、認定委員会で検討する。

(領収書およびプログラムのコピーを添付する)

单位取得証明書

参加者					
施設名					
職種					
回生	回生				
患者会名					
イベント名					
活動日時	平成	年	月	目	
		時	分~	時	分
担当医	上記のイイ	ベントにスタ	ッフとして参	加したことを証	明します。
		担当医			印
取得単位	1 単位				

^{*}原則として2時間以上のイベントに限ります。